

令和2年7月10日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、令和2年7月17日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和2年6月18日（木）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和2年6月22日（月）

3 請求する行政文書の名称等

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第65号）に関する国会答弁資料及び法律案審議録

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書の保有状況は、以下のとおりです。

（1）上記3「国会答弁資料」について

あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を、法務省本省においては保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

（2）上記3「法律案審議録」について

あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書として、法務省本省においては以下の行政文書を保有しております。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案に関する法律案審議録
つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記4（1）の請求を維持され、同（2）に記載の行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）及び同（2）につき、各1件）、開示

請求手数料は600円となります（上記4（1）については、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます）。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び600円分の収入印紙を返戻いたします。